

民生関係 つづき

14	一般廃棄物処理業等許可	佐久市・臼田町は一般廃棄物の収集運搬業者と処分業者の許可、浅科村・御代田町は一般廃棄物の収集運搬業者の許可を行っています。合併時、佐久市の例により統一します。 許可期間 2年
15	一般廃棄物処理業許可申請手数料	佐久市・臼田町・御代田町が徴収していますが、料金に違いがあります。合併時、佐久市の例により統一します。 許可申請手数料 1申請あたり 5,000円
16	ごみステーション	4市町村間で設置基準・維持管理方法に違いがあります。合併時、現行のものを活用し、新設の手続き及び維持管理方法は佐久市の例を基本に統一します。 維持管理方法 地元区で対応(市から各区へ管理料を支払う) 新設等手続方法 新設・移動・廃止は地元で対応(区長の申請に基づき市が承認)
17	佐久市福祉会館使用料	佐久市が徴収しています。合併時、現行どおりとします。
18	簡易給水施設	臼田町が設置し給水事業を実施しています。合併時、現行どおりとします。 施設名 馬坂簡易給水施設・広川原簡易給水施設・本久保簡易給水施設・赤谷簡易給水施設
19	御代田町簡易水道	御代田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
20	小沼地区簡易水道	
21	簡易水道使用料	
22	簡易水道新規加入金	
23	簡易水道開閉栓手数料	
24	交通災害共済児童加入負担金	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、佐久市は長野県民交通災害共済、臼田町・浅科村は東信地区交通災害共済に加入しています。又、児童加入負担(補助)金額に違いがあります。合併時、佐久市の例により統一します。 概要 市内在住の3～15歳未満の共済加入金(1人年額100円)を市が全額負担する
25	生活路線バス維持費補助金	佐久市・御代田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 路線名 軽井沢線・内山線・大沢線・小沼線・北国街道線
26	財団法人信州農村開発史研究所事務	浅科村が実施しています。合併時、現行どおりとし、新市において研究所の自立に向けた支援のあり方を検討します。 概要 五郎兵衛新田村文書を中心に散在する同類古文書を収集・調査し、用水開発史・農村文化、更にはこれらに関わる被差別部落の歴史を解明し、農村の未来の展望を築くとともに、部落差別の完全解消を図る
27	人権対策推進本部	4市町村とも設置していますが、実施事業に違いがあります。合併時、浅科村の例を基本に統一します。
28	部落解放運動団体活動補助金	4市町村とも実施しています。合併時、新市の部落解放運動団体の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図ります。
29	同和地区人間ドック補助金	浅科村が実施しています。新市が実施する検診等の保健事業を活用するため、合併時、廃止します。

保健福祉関係

30	心身障害者希望の旅事業補助金	佐久市・臼田町・御代田町が補助事業、浅科村は委託事業で、4市町村の社会福祉協議会が実施しています。合併時、佐久市・臼田町・御代田町の例により統一します。
31	交通災害共済掛金給付 (身体障害者等)	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 概要 身体障害者手帳2級以上所持者と療育手帳所持者に対し、県民交通災害共済の加入金(1人年額400円)を市が全額負担する
32	特別障害者手当認定嘱託医師報酬 (浅間病院負担金)	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。